

## WTO 貿易円滑化協定の発効について (概要)

### 1. 貿易円滑化協定発効の概要:

- (1) 去る2月22日にWTOの貿易円滑化協定が発効した。1995年のWTO設立以来、初めて全加盟国が合意して発効した協定である。
- (2) 交渉の経緯
  - 2004年11月 貿易円滑化交渉開始
  - 2013年12月 バリ閣僚会合で合意
  - 2014年11月 一般理事会で採択
    - WTO協定附属書1Aに14番目の協定として追加された。(別紙参照)
    - 全加盟国の2/3が批准することが発効の条件
  - 2017年2月 発効 (2月22日で110カ国が批准)

### 2. 貿易円滑化協定の構成

税関手続きの透明性向上及び迅速化を目的とし法的な拘束力を持つ。  
全24条、3つのセクションから構成される。

#### (1) セクション1 (1条~12条)

##### 全加盟国が実施すべき貿易手続きの措置

手続の透明性向上(1条~5条)

- ・貿易手続きのインターネット公表
- ・貿易手続に関する法令改正案の事前公表
- ・事前教示制度 等

通関手続規則、迅速化・簡素化(6条~10条)

- ・輸出入に関する手数料、罰則に関する規律
- ・貨物到着前の輸入申告手続き
- ・認定事業者制度(Authorized Operator)

・急送貨物の迅速引取り

・シングルウィンドウ等手続きを簡素化する措置

通過の自由に関する規定(11条)

・通貨貨物が制限的な規制を受けないための規律

税関協力、他の国境取締機関との協力(8条、12条)

(2) セクション2 (13条~22条)

**開発途上国及び後発開発途上国に対する特別措置**

セクション1の各規定に係る途上国の履行日及びWTOへの通知期日、キャパシティビルディングの実施

(キャパシティビルディングの実施は、貿易円滑化協定第21条で、「二国間または適当な国際機関を通じて途上国へ援助及び支援の提供を促進する。」と規定されている。)

(3) セクション3 (23条~24条)

**貿易円滑化を進めていくための制度整備**

貿易円滑化委員会の設置、WTO紛争解決手続きの適用

3. 協定発効後の流れ

- (1) 日本を含む先進国は協定発効と同時にセクション1に規定する全ての措置を直ちに実施。先進国は既に制度整備済みなので、我が国企業にとって通関手続業務に変化は無い。
- (2) 開発途上国はセクション1の措置について、自らの実施能力を考慮の上、時期と範囲を以下のA~Cの3区分に分けWTOに通知し、法整備を含め段階導入・実施を図る。

区分A	協定発効時に実施する項目。(ただし後発開発途上国は発効後1年以内に実施する項目)
区分B	区分Aに指定しなかった項目について、協定発効時に、実施の目標日を自ら定める。(後発開発途上国は1年以内に目標日を定める)
区分C	途上国が、協定発効時にキャパシティビルディングとしての支援を必要とする項目を定めWTOに通知する(後発開発途上国は、発効後1年以内に支援を必要とする項目を定める)。

開発途上国の導入スケジュールは、WTOのサイトから閲覧可能。

[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/tradfa\\_e/tradfa\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/tradfa_e/tradfa_e.htm)

4. 貿易円滑化の導入効果

WTOは、2013年12月のバリ閣僚会合合意報告時にWTOニュースで、以下の効果創出により世界経済に対して、4,000億ドルから1兆ドルの経済効果が期待できるとしている。(別紙参照)

- (1) 貿易手続きコストの10%~15%の削減効果
- (2) 貿易の拡大による税収増
- (3) 安定的なビジネス環境創出による海外投資増

以上

本資料のお問合せ先: 日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ(橋本、多田)  
電話: 03-3431-9800 Email: bukai@jmcti.or.jp

(別紙)

## 1. WTO 協定 附属書 1A: 物品の貿易に関する多角的協定

1994年の関税及び貿易に関する一般協定(通称:1994年のガット)

農業に関する協定

衛生植物検疫措置の適用に関する協定(通称:SPS協定)

繊維及び繊維製品(衣類を含む。)に関する協定(通称:繊維協定)

貿易の技術的障害に関する協定(通称:TBT協定)

貿易に関連する投資措置に関する協定(通称:TRIMs協定)

1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定(通称:アンチダンピング協定)

1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定(通称:関税評価協定)

船積み前検査に関する協定

原産地規則に関する協定

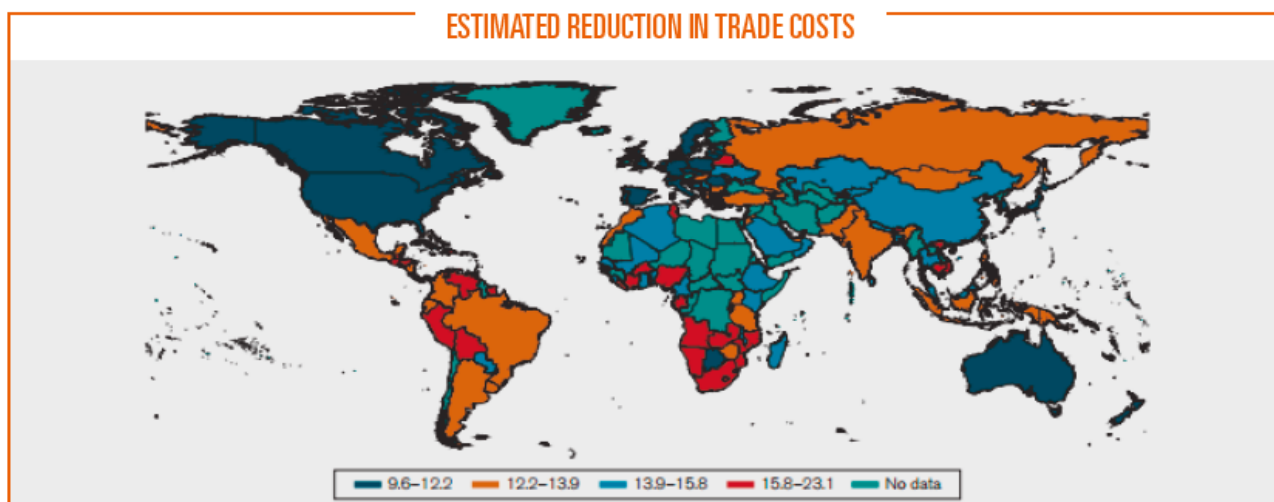
輸入許可手続に関する協定

補助金及び相殺措置に関する協定

セーフガードに関する協定

**貿易円滑化協定**

## 2. 貿易コスト削減効果試算(WTO TFA\_Factsheet から)



WTO members shown above in red are forecast to enjoy the highest reduction in trade costs by a 15.8 - 23.1% drop as a result of the full implementation of the TFA. Many of these are developing countries and LDCs.

### 3. WTO 貿易円滑化協定文

WTO貿易円滑化協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書)の原文及び日本語訳は、以下の財務省関税局のホームページからご覧になれます。

[http://www.mof.go.jp/customs\\_tariff/trade/international/wto/index.htm](http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/wto/index.htm)

以上